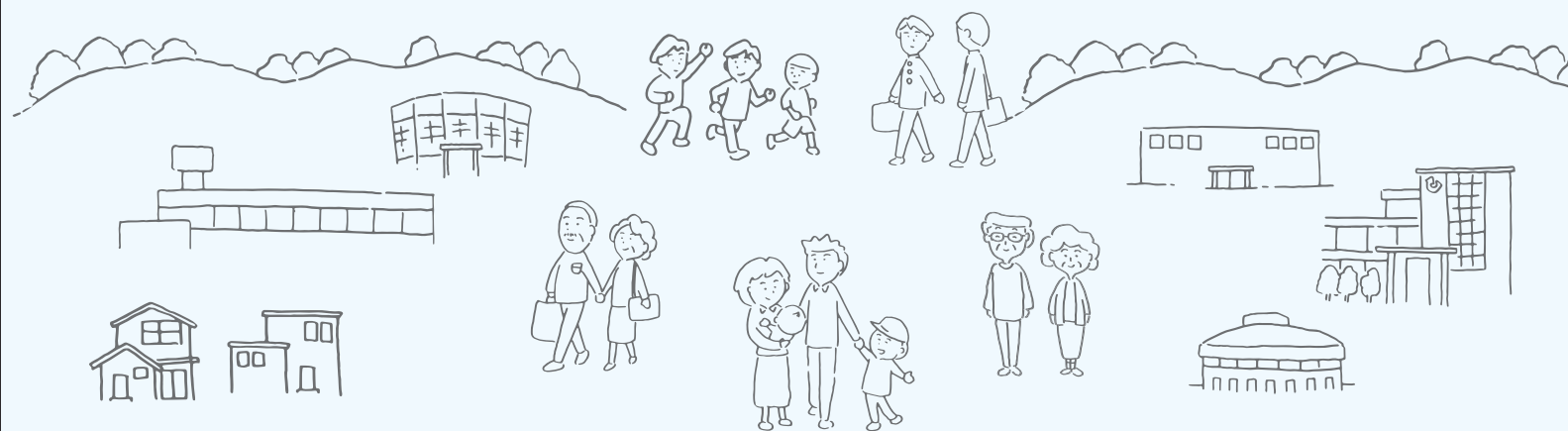


東浦町都市計画マスタープラン
HIGASHIURA TOWN 2020▶2030



東浦町都市計画マスタープラン
HIGASHIURA TOWN 2020▶2030

概要版

住みたい
住み続けたい
集い憩い想うまち
ひがしうら



目 次

第 1 章 基本的事項

- 1-1 都市計画マスタープランの役割 1
- 1-2 目標年次・対象区域 1

第 2 章 東浦町の将来都市像

- 2-1 将来都市像と都市づくりの目標 2
- 2-2 将来人口 4
- 2-3 将来土地利用フレーム 4
- 2-4 将来都市構造 5

第 3 章 都市整備の方針

- 3-1 土地利用の方針 10
- 3-2 市街地整備の方針 14
- 3-3 都市施設の方針 16
- 3-4 自然環境・景観の方針 24
- 3-5 安全・安心に関する方針 26

第 4 章 地域別構想

- 4-1 地域別構想の考え方 27
- 4-2 地域別構想（森岡地域） 28
- 4-3 地域別構想（緒川地域） 29
- 4-4 地域別構想（緒川新田地域） 30
- 4-5 地域別構想（石浜地域） 31
- 4-6 地域別構想（生路地域） 32
- 4-7 地域別構想（藤江地域） 33

第 5 章 実現化方策

- 5-1 住民・事業者との協働 34
- 5-2 計画の進捗管理・見直し 34
- 5-3 重点的プロジェクトの整理 35

第1章 基本的事項

1-1 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置付けられる計画です。

都市計画マスタープランは、長期的な視点から、将来都市像や都市づくりの目標、これらを実現するための整備方針等を示します。そのため、計画的な都市づくりを実現するための都市計画制度や個別の具体的な計画の策定、その他事業・施策を進めていく上での指針として活用されます。また、地域住民、事業者、周辺市町など、様々な主体の間で、将来都市像を共有できるようになり、都市づくりに対する理解や協力、自主的な取り組みを促す役割を果たします。

1-2 目標年次・対象区域

1. 目標年次

今回の改定にあたっては、「第6次東浦町総合計画」に即し、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的な方向を定めます。また、土地利用の誘導や都市構造の改変、都市施設の整備などについては、概ね10年後の長期的な視野を持った計画の立案及び実施が必要となります。そこで、本計画は2030年度を目標年次とし、2020年度～2030年度の概ね10年間を計画期間とします。

目標年次：2030年度

2. 対象区域

本計画の対象区域は、本町の行政区域全域とします（全域が都市計画区域）。

第2章 東浦町の将来都市像

2-1 将来都市像と都市づくりの目標

1. 将来都市像

本計画では、「第6次東浦町総合計画」（2019～2038年）で定めた「東浦町のまちづくりの考え方」と「将来の東浦町の姿」に加え、「第2章 東浦町における課題の整理」を踏まえた上で、将来都市像を設定します。

東浦町のまちづくりの考え方（第6次東浦町総合計画より）

ま ちに住む人、まちで活動する人と一緒にまちづくりを考えます

あ るものを活かしたまちづくりをします

将来の東浦町の姿（第6次東浦町総合計画より）

つくる つながる ささえあう
幸せと絆を実感できるまち 東浦

つ くるまちへ

将来の東浦町をつくる意識を共有し、若者や高齢者など、あらゆる方の活躍の場や機会づくりから、新たな挑戦ができるまち

つ ながるまちへ

人と人とのつながりに加え、東浦町にある様々な資源や東浦町と近隣市町のつながりから、東浦町の新たな魅力や新しい活力が生まれるまち

さ さえあうまちへ

東浦町での日々の暮らしや教育、子育てなどのささえあいから、まち全体でささえあい、安心して住み続けられるまち

本町は、これまでコンパクトな市街地を形成してきましたが、人口減少社会においては、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境の実現及び財政面、経済面において持続可能な都市づくりが求められます。そのため、豊かな自然環境や様々な特産品、地域に根付いた地場産業や新たな産業振興のポテンシャルなど、地域の資源を活かし、町の魅力を高めながら、未来につなげる都市づくりを進めます。

将来都市像

住みたい 住み続けたい

集い **憩い** **想う** まち ひがしうら

住みたい…町外からの魅力

住み続けたい…町内からの魅力

集い…コンパクトなまちの形成、
地域コミュニティの充実

憩い…公園、緑地の整備。景観の維持形成
歩きたくなるまち

想う…ひがしうらを未来につなげる。
(インフラ整備、防災強化、景観の維持形成)

2. 都市づくりの目標

① 多様な連携による集約型都市構造の充実

名古屋方面や西三河方面、中部国際空港など広域的な交通アクセスのバランスが取れた本町において、これまで同様コンパクトな市街地を維持していきます。さらに、住民や地域、事業者、近隣市町などとの多様な連携により、駅を中心とした生活に必要な都市機能の集積や良好な居住環境の形成、交通アクセスを活かした産業の活性化など、本町の持続可能な発展に向けた集約型都市構造の充実を目指します。

② 誰もが住みたいと思う快適な生活環境の維持・形成

土地利用の規制・誘導、新たな住宅地の計画的な整備、既成市街地における生活環境の維持・向上、道路・公園・上下水道などの都市基盤の整備、整備された都市基盤の適正な維持管理、空き家・空き地の有効活用などにより、高齢者や障がい者、子どもなどへも配慮した、誰にでもやさしく、住みたくなる、住み続けたい生活環境の維持・形成を図ります。

③ 誰もが使いやすく快適な交通体系の整備

東西を連絡する幹線道路の整備促進により、東浦知多 IC の拠点性を活用した地域の産業振興につながる道路ネットワークを構築し、渋滞緩和等を図ります。また、その他の幹線道路の整備促進や生活道路における歩行者環境の安全性向上により、円滑かつ安全な交通体系を構築します。さらに、町運行バスなどの公共交通の利用しやすい向上により、子ども、高齢者など誰もが使いやすい公共交通の充実を図ります。

④ 地域資源を活用した産業の振興

都市近郊の立地を活かした農産物の生産、農業基盤整備された優良な農地の保全や 6 次産業化を推進します。

東浦知多 IC やあいち健康の森周辺などの拠点を活用し、企業誘致に取り組むとともに、新たな産業用地の確保や、既存工業地の操業環境の維持・向上を図ります。

徒歩や公共交通によるアクセス性を考慮した適切な商業機能の誘導と、地域資源を活かした観光・交流の活性化を図ります。

⑤ 自然(緑・水)と共生する生活環境づくり

農地や樹林地、河川などの自然を町の財産として捉え、適正な土地利用の規制・誘導や地域との連携により、自然を守り、自然と生きるまちづくりを目指します。また、住民の生活に憩いや潤い、集いの機会をもたらす、公園・緑地を維持・活用します。

⑥ 全ての人が安全・安心を感じる地域づくり

頻発する大規模災害に対し、開発ポテンシャルと安全対策を勘案した土地利用や、災害に弱い構造である既成市街地への都市基盤整備、河川・ため池の防災性能の維持を図るとともに、地域と協力する防災意識の高い地域づくりを目指します。

2-2 将来人口

本計画では、「第6次東浦町総合計画」に即し、概ね20年後の将来人口を45,000人とします。

概ね20年後の将来人口：45,000人

2-3 将来土地利用フレーム

1. 将来住居系市街地の規模

将来住居系市街地の規模の算出は、本計画の目標年次である2030年度の将来人口に対して行います。今後は、人口減少が進む一方で、夫婦のみの世帯や単身世帯の増加など世帯数の増加にも対応することが必要です。そこで、住宅地として望ましい人口密度は確保しつつ、増加する世帯に対応するため、新たな住居系市街地を確保することとします。

住居系市街地の新規増分 (ha)

約 30～40ha

2. 将来産業系市街地の規模

将来産業系市街地の規模の算出は、本計画の目標年次である2030年度の町内総生産に対して行います。今後も都市の活力を高めていくため、本町の産業の成長に対応するとともに、広域的な交通利便性を活かした産業集積を進めていくことが必要です。しかし、既存の産業系市街地内には、まとまった未利用地がないことから、新たな産業系市街地を確保することとします。

産業系市街地の新規増分 (ha)

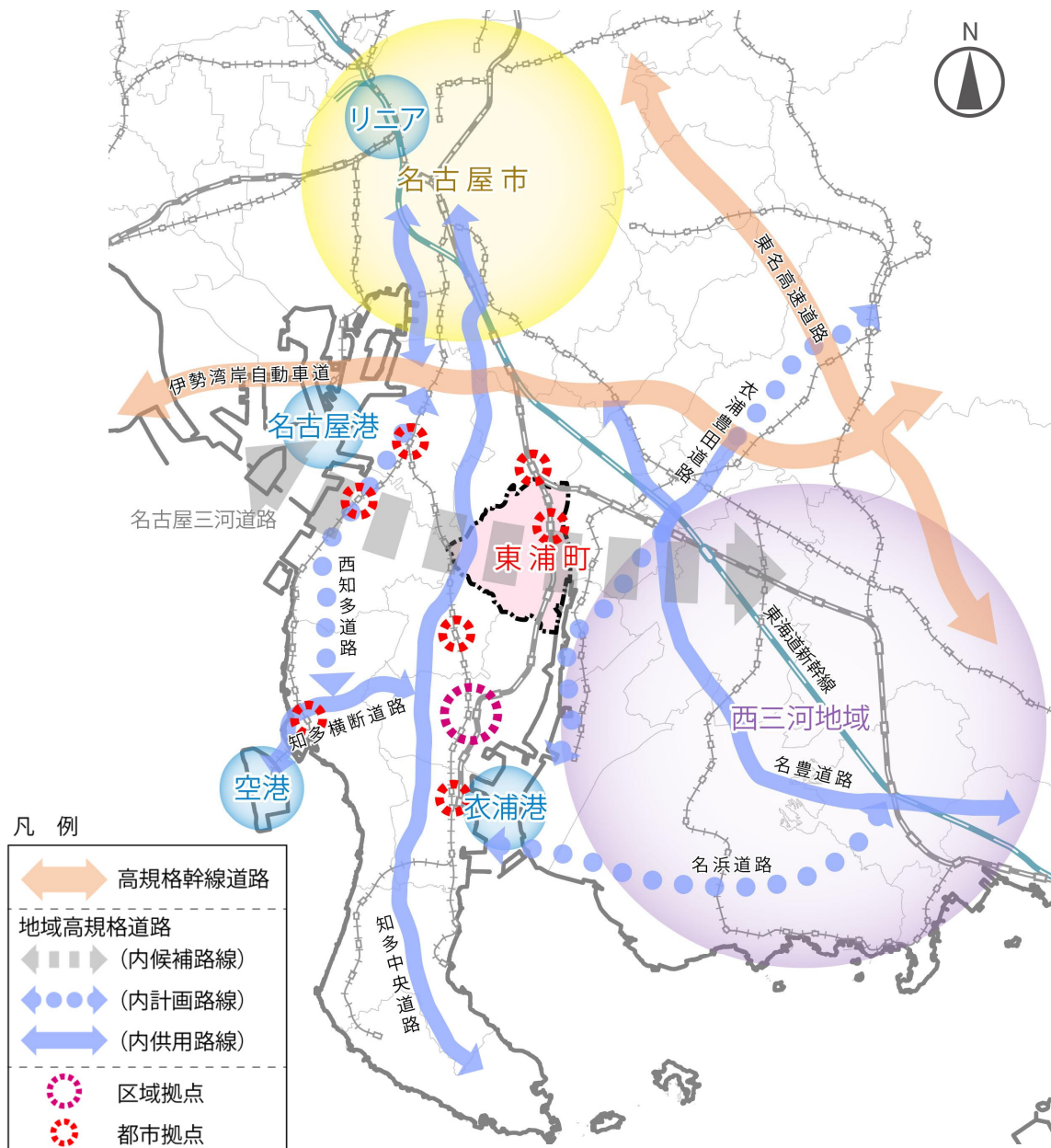
約 60～70ha

2-4 将来都市構造

1. 広域からみた東浦町の位置付け

本町は名古屋中心部まで鉄道で約 30 分圏内に位置していることから、リニア中央新幹線開業に伴う人やモノの広域化による良い影響を本町に取り込んでいくことが考えられます。また、東海道新幹線や新東名高速道路（伊勢湾岸自動車道）といった日本の大動脈に近接するとともに、知多半島の入り口となる場所に位置しています。そして、中部地方の経済を支える名古屋港臨海部の工業地帯と、衣浦港臨海部及び西三河地域との間に位置し、新たな動線として名古屋三河道路が計画されるなど、広域的な交通ポテンシャルを活用していくことが考えられます。

広域からみた東浦町の位置付け（概念図）



2. 将来都市構造

「都市づくりの目標」や「広域からみた東浦町の位置付け」、「目指すべき将来都市構造の考え方」を踏まえ、都市構造を構成する「拠点」、「交通軸」、「ゾーニング」について、機能や配置を示し、都市の基本的な方向を整理します。

(1) 拠点

① 都市拠点

行政・医療・福祉・商業等の都市機能が立地する JR 緒川駅周辺を都市拠点に位置付けます。本町内のみならず、町外も含めた多くの人々が行き交うにぎわいの中心として、大規模施設を核に個性や魅力のある都市機能が集積し、そして、誰もが利用しやすい交通結節機能を持った、本町の発展をけん引する「まちの顔」とします。

② 地域生活拠点

JR 尾張森岡駅・JR 石浜駅・JR 東浦駅・名鉄巽ヶ丘駅・名鉄八幡新田駅は、周辺地域住民のための生活機能が集積した利便性の高い生活環境を形成する地域生活拠点として位置付けます。

③ 広域交流拠点

知多半島道路の東浦知多 IC 周辺は、自動車交通の玄関口として、広域交流拠点に位置付け、広域交通の利便性を活用し、工業地や物流施設の立地を促進します。

④ 産業活性化拠点

森岡地域の工業地、緒川・石浜地域の工業地及び藤江地域の工業地を産業活性化拠点として位置付け、既存産業の操業環境の向上・維持や、新規企業の積極的な誘致を図ります。

⑤ レクリエーション拠点

あいち健康の森公園、於大公園をレクリエーション拠点と位置付けます。

レクリエーション拠点では、周辺施設との連携を図っていき、公園の回遊性を持たせられるような施策展開を検討します。

⑥ 新産業拠点

あいち健康の森周辺を新産業拠点として位置付けます。

あいち健康の森周辺は広域公園としての機能と、健康・医療・福祉・介護関連の産業集積を担う機能を期待されており、ウェルネスバレー構想を実現するため、健康・医療・福祉・介護関連の企業誘致を促進します。

⑦ 観光交流拠点

JR 東浦駅東側を観光交流拠点として位置付けます。

駅直近や国道 366 号バイパスの近接地としての立地ポテンシャルを活かし、防災安全性を確保しつつも、本町の特産品やイチゴなどを活用し、生産・加工・販売を一体的に行う 6 次産業化のための拠点形成や、歴史や郷土を感じられる観光資源との連携を図ることで、多くの人々がにぎわい、地域の活力を向上させる新たな拠点を形成します。

(2) 交通軸

① 広域幹線軸

知多半島の南北の基幹軸を形成し、広域交流や物流のさらなる活性化を推進する重要な要素として、知多半島道路を広域幹線軸として位置付け、その機能の活用を図ります。

② 産業交通軸

産業交通軸としては、周辺市町との連携を担い大量の交通を円滑に処理し、広域交流拠点の東浦知多 IC、都市拠点の JR 緒川駅、産業活性化拠点の森岡地域及び藤江地域の工業地、新産業拠点のあいち健康の森周辺へ連絡する重要な役割を担う路線を位置付けます。

東西方向は(都)知多刈谷線を、南北方向は(都)衣浦西部線(国道 366 号バイパス)と(都)大府東浦線を位置付けます。

③ 地域連絡軸

広域交流拠点・都市拠点・新産業拠点及びレクリエーション拠点などへ、各地域から連絡する道路を地域連絡軸と位置付けます。

④ 構想路線

西三河と知多地域及び名古屋港を結ぶ新たな東西軸として、名古屋三河道路を構想路線に位置付けます。

(3) ゾーニング

① 住宅ゾーン

既成市街地及び宅地開発によって形成された住宅地については、周辺環境と調和する住民の生活のためのゾーンと位置付けます。

これらの住宅ゾーンは、潤いとゆとりある生活空間、安全で安心できる生活環境の形成をめざし、その維持や改善を図ります。

② 商業ゾーン

駅前を中心に、商業機能の集積を図り、地域住民の生活の利便性の向上を図るゾーンと位置付けます。

③ 工業ゾーン

森岡地域及び藤江地域の工業地、緒川上舟木周辺の工業地から東浦知多 IC にかけての地域を工業ゾーンとして位置付けます。

森岡地域及び藤江地域の工業地については操業環境の維持・向上を図ります。また、緒川上舟木周辺の工業地から東浦知多 IC にかけての工業ゾーンは、周辺環境との調和した工業の立地を許容します。

④ 新産業ゾーン

あいち健康の森周辺を新産業ゾーンとして位置付け、ウェルネスバレー構想を実現するため、健康長寿関連産業の研究所・工場などの誘致を促進します。

⑤ 農地・樹林・集落ゾーン

農村集落と農地が一体となった良好な農業空間や樹林地を含む区域を、農地・樹林・集落ゾーンとして位置付けます。

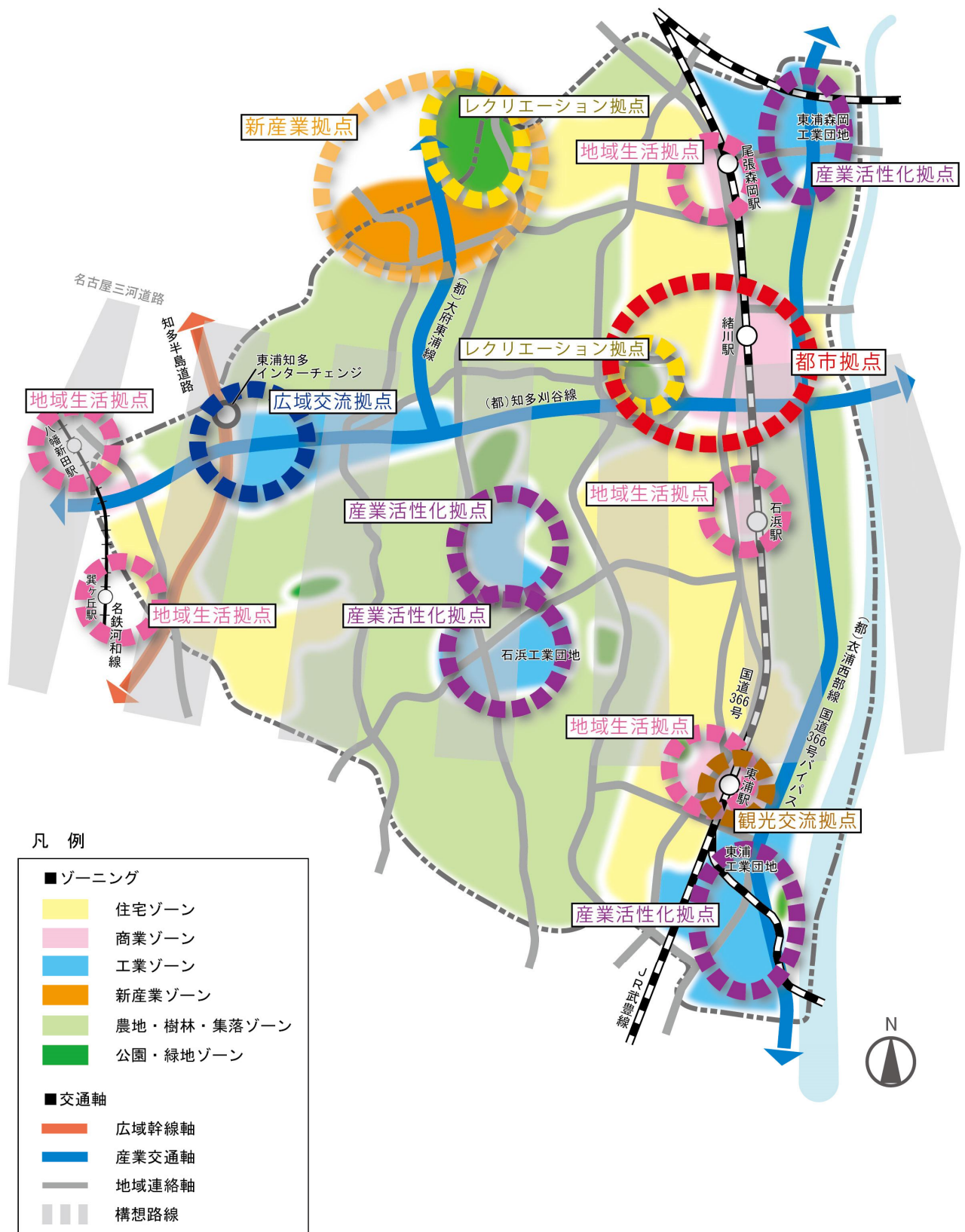
農地や樹林地、河川やため池など、住民の生活に潤いややすらぎをもたらす自然環境を保全します。

新産業ゾーン東側のブドウ園などの農地は観光型農園としての活用を図ります。その他の区域では営農環境の保全を図ります。

⑥ 公園・緑地ゾーン

レクリエーション拠点や住民の憩い、環境学習の場、災害時の避難場所などとしての活用を図る区域を公園・緑地ゾーンとして位置付けます。

将来都市構造図



第3章 都市整備の方針

3-1 土地利用の方針

1. ゾーニングと規制誘導方針

(1) 既存住宅地

現在の市街化区域の住宅地は、生活環境の保全や改善を図る「既存住宅地」として位置付けます。

既存住宅地は、中低層を主とした空間的なゆとりのある住宅の立地誘導を基本としつつ、地域の特性に応じた生活環境の整備を図ります。また、日用品店などの身近な店舗の混在を許容し、過度に自家用車に頼らず公共交通や徒歩で生活できる環境の確保を目指します。緒川天白地区については、市街化区域内の未利用地の有効利用を図り、地域の特性に応じた生活環境の整備を図ります。

(2) 住宅機能移行地

工場などが立地していた工業地で、工場の廃業や移転などにより住宅地への転換が進む地域は、長期的に住宅地としての土地利用へと移行する「住宅機能移行地」として位置付けます。

住宅機能移行地では、住居系の用途地域への変更や特別用途地区の指定、地区計画制度の導入などにより、建物用途のルール化により、住宅地へ移行を図り、生活環境の向上に努めます。また、工場の移転用地としては、「工業検討地」への誘導を図ります。

(3) 住宅検討地

JR 尾張森岡駅と JR 緒川駅との間の市街化区域と隣接する地域、(都)名古屋半田線と知多半島道路、(都)知多刈谷線に囲まれる地域などは、新たな住民の受け皿となる「住宅検討地」として位置付けます。

本町全体で人口減少が見込まれる中、住宅検討地は、駅徒歩圏かつ主要幹線道路を含んだ市街化区域に隣接する地域であり、新たな住宅地としてのポテンシャルを持っています。そのため、今後の新たな居住者のための受け皿としての整備が見込まれる地域では、地域住民との協働のもとで土地区画整理事業等の計画的な宅地化を検討します。

(4) 商業・観光交流地

JR 各駅、名鉄巽ヶ丘駅及び名鉄八幡新田駅の周辺は、地域生活の拠点であり、人々の交流を生む「商業・観光交流地」として位置付けます。

商業・観光交流地は地域住民の日常生活の利便性の向上に配慮し、各地域の特性に応じて必要な都市機能の拡充を図ります。

JR 緒川駅周辺は、広域からの利用も対象にした本町の都市拠点として、商業・医療・福祉等の都市機能の維持・充実と立地誘導を図ります。

JR 東浦駅周辺は、本町南部の重要な地域生活拠点・観光交流拠点として、新たな商業や交流を生み出す土地利用を計画的に整備します。

その他の駅周辺については、既存の都市機能の維持・充実を図ります。

また、必要に応じて空き家・空き地を活用し、新規店舗の出店や地域で利用できるコミュニティスペース等の効果的な利活用を検討します。

(5) 沿道利用地

国道 366 号、県道名古屋碧南線、町道森岡田面線、(都)衣浦西部線（国道 366 号バイパス）、(都)名古屋半田線の沿道は、地域住民のための生活利便施設が立地する「沿道利用地」として位置付けます。

沿道利用地では、日常生活に必要な施設立地を図る場として、機能の維持・向上を図ります。

(6) 既存工業地

東浦森岡工業団地・東浦工業団地・南栄町・東浦石浜工業団地、緒川上舟木周辺は、工業団地整備などにより、計画的な基盤整備によって形成された工業地であり、また、東浦知多 IC 周辺は、広域的な交通利便性を活かして工業地が形成されていることから、引き続き工業地としての土地利用を図る「既存工業地」として位置付けます。

工業の振興は、雇用を生み出し、町の活力を保つ上でも重要です。このため、既存工業地は、周辺の住宅地などに配慮しつつ、操業環境の維持・向上を図ります。

(7) 工業検討地

東浦知多 IC 周辺から東方面に延びる(都)知多刈谷線周辺や、それぞれの工業団地に隣接する地域は、新たな産業用地としてのポテンシャルを活かす「工業検討地」として位置付けます。

工業検討地では、本町の発展に貢献する新たな産業も視野に入れ、周辺環境と共存できる産業の立地を検討し、計画的な基盤整備とともに産業用地としての土地利用を図ります。また、津波災害警戒区域である JR 武豊線より東側の区域での整備にあたっては、必要な防災対策の実施など十分安全に配慮します。

(8) 新産業地

あいち健康の森の南側は、国立長寿医療研究センターやあいち健康の森健康科学総合センターといった既存の施設立地を活かした健康長寿に関する一大交流拠点となる「新産業地」として位置付けます。

ウェルネスバレー構想を実現するため、大府市と連携して、健康・医療・福祉・介護に関連する研究施設などの産業関連施設の誘致を促進し、健康・医療・福祉・介護分野で地域の発展のけん引を図ります。

(9) 主な公園・緑地

レクリエーション拠点として位置付けたあいち健康の森公園・於大公園や、その他の三丁公園・高根の森・自然環境学習の森などは、「主な公園・緑地」として位置付けます。

レクリエーションの場や住民の憩い・集いの場、防災機能を有する場、自然とふれあい自然環境を学ぶ場などとして、それぞれの公園・緑地が持つ機能の維持・更新を図ります。

(10) 農地・樹林・集落等

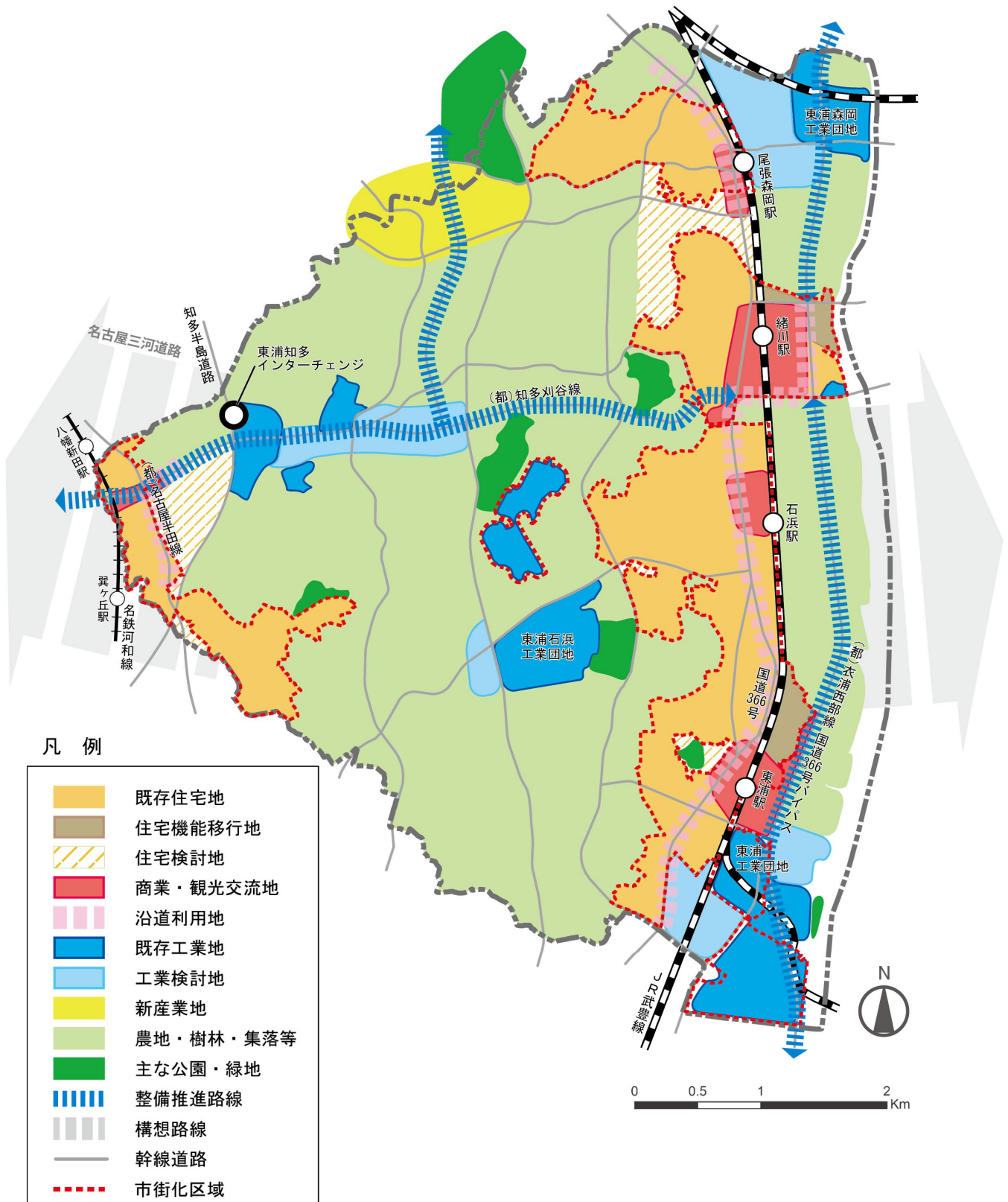
市街化調整区域のうち、住宅検討地、工業検討地、新産業地、主な公園・緑地を除いた広い地域は、田園環境、自然環境、集落環境を保全する「農地・樹林・集落等」として位置付けます。

農業基盤整備が完了した生産性の高い集团的優良農地については、産業としての農地を維持・発展させるために、都市的な開発を抑制し、農地の保全を図ります。

その他の農地や樹林地については、大雨時の遊水地的機能や都市における貴重な緑、景観的に重要な要素となっていることから、周辺土地利用との調和を図り、保全していきます。

農地・樹林・集落等の区域内にある住宅地や集落地については、防災性や生活利便性の向上に資する生活道路などの計画的な維持管理に努め、生活環境の維持を図ります。

土地利用構想図



3-2 市街地整備の方針

1. 住宅地の生活環境の改善

既成市街地においては、生活道路の拡幅や空き家の除却、空き地を活用した小規模な街区再編による避難場所・避難路の確保などを通して、安全安心な住宅地の形成を図ります。

計画的に整備された住宅地については、地区計画制度などを活用することにより、緑化の規定やまち並みの統一感など、住民の生活とまちの魅力にとってより良い生活環境の維持を図ります。

住宅団地においては、居住者の高齢化や子世帯の転出などが急速に進み、今後、空き家・空き地の大量発生が懸念されることから、空き家の流通促進や、福祉施設や住民活動の拠点としての活用など地域と連携して、良好な生活環境の維持・向上に努めます。

2. 新たな住宅系市街地の整備

(1) 森岡南部及び緒川北部地区

森岡地域の南部と緒川地域の北部との隣接部に位置付けた住宅検討地では、(都)森岡中町線・(都)養父森岡線の整備に関連する土地区画整理事業や、民間事業者による宅地開発事業により適正な市街地の形成、土地利用の推進を図ります。

この地区では、駅からの徒歩圏、市街化区域の隣接部での新たな住宅地の整備により、市街地の無秩序な拡大を抑制し、コンパクトシティの維持・向上を図ります。また、これらの整備により、途切れていた森岡と緒川の市街地の連続性を図ることができます。

(2) 緒川新田地域の(都)名古屋半田線の沿道地区

(都)名古屋半田線の沿道に位置付けた住宅検討地では、土地区画整理事業等による住宅地の整備とともに、幹線道路沿道に商業施設などの立地を図り、名鉄巽ヶ丘駅の徒歩圏に新たな住宅、生活利便施設の集積による拠点形成を図ります。

この地区では、駅からの徒歩圏、市街化区域の隣接部での新たな住宅地の整備により、市街地の無秩序な拡大を抑制しつつ、生活利便施設の誘導により、コンパクトシティの維持・向上を図ります。

名鉄巽ヶ丘駅へのアクセス道路の整備による駅東側周辺整備の促進を図ります。また、これらの整備により、既成市街地と東ヶ丘団地の市街地の連続性を図ることができます。

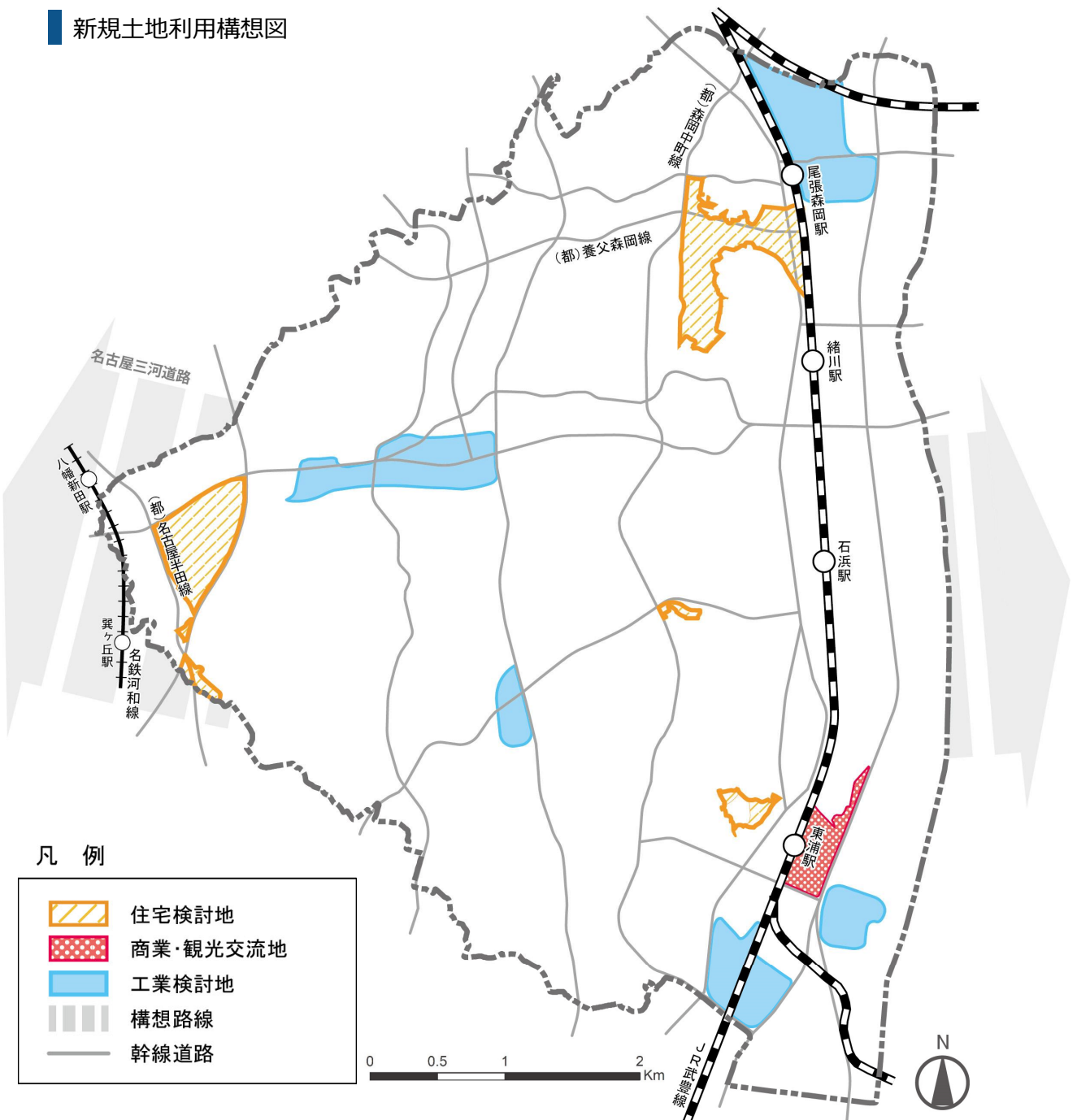
3. 市街化調整区域における開発の抑制

市街化調整区域においては、農地の保全と開発の抑制を基本としつつ、そこに暮らす人々の生活利便性に配慮し、住環境の保全を図ります。

住宅検討地における開発は、土地区画整理事業等の計画的な都市基盤整備もしくは市街化調整区域内地区計画による都市基盤の確保を前提とします。

また、住宅検討地及び工業検討地及び JR 東浦駅東側の商業・観光交流地における開発は、農地及び周辺の樹林地などの自然環境などへの影響や、津波災害警戒区域等の災害リスクを考慮した、安全かつ良好な都市基盤整備を前提とします。

新規土地利用構想図



3-3 都市施設の方針

1. 道路・交通の方針

(1) 活性化のための軸となる道路整備

交通量の増加などにより、渋滞が頻発するようになった(都)大府半田線(国道 366 号)及び(都)衣浦西部線(国道 366 号バイパス)の南北交通の渋滞を緩和するため、町東部の(都)大府半田線(国道 366 号ほか)の未整備区間、(都)衣浦西部線(国道 366 号バイパス)の暫定供用区間・未供用区間の整備を促進します。また、町西部の(都)名古屋半田線の未整備区間の整備を促進します。

さらに、(都)大府東浦線は、新産業地から東浦知多 IC へ接続し、工業系の開発のポテンシャルの高い(都)知多刈谷線に接続することから、早期整備を促進します。

なお、東西方向の交通は、県道の東浦名古屋線に集中していますが、片側 1 車線かつ線形も複雑であり、機能が十分ではないため、名古屋三河道路及び(都)知多刈谷線の整備を引き続き促進し、新たな東西交通機能の形成を図ります。これにより東西交通の円滑化に加え、東浦知多 IC 及び西部の市街地へのアクセス強化を目指します。

(2) 社会情勢に応じた道路網の見直し

都市計画道路の整備にあたっては、社会情勢を的確に把握し、整備の優先順位を検討します。また、都市計画決定後、長期間未整備である都市計画道路については、必要に応じて見直しを検討します。

(3) 幹線道路の整備

都市計画道路などの骨格を形成する幹線道路の整備方針を以下に整理します。

幹線道路の整備計画に関しては、沿道の土地利用や周辺の開発状況などを配慮し、必要に応じて都市計画道路網の見直しを検討します。

また、都市計画道路の整備に際しては、街路樹の確保を図ることにより、景観形成や緑のネットワークの一つとして整備を推進します。

① 自動車専用道路

知多半島道路は、名古屋市を含む周辺市町との広域的な連携を形成する自動車専用道路とします。

名古屋三河道路は、名古屋港から新東名高速道路を結ぶ新たな東西軸として、関係機関と連携し、実現に向けた検討を進めていきます。

- ・知多半島道路
- ・名古屋三河道路※

※「名古屋三河道路」は関係機関との調整により、位置付けが変わる可能性があります。

② 主要幹線道路

名古屋市を含む周辺市町との広域的な連携を形成する主要幹線道路として以下の2路線を位置付け、整備を促進します。

- ・(都)衣浦西部線（国道366号バイパス）
- ・(都)名古屋半田線

③ 都市幹線道路

周辺市町や町内の連携を形成する都市幹線道路として以下の5路線を位置付け、整備を促進します。

- ・(都)大府東浦線
- ・(都)刈谷東浦線
- ・(都)知多刈谷線
- ・(都)藤江亀崎線
- ・(都)大府半田線（国道366号ほか）

④ 地区幹線道路

主要幹線道路及び都市幹線道路を補完するとともに、都市内の円滑な交通を処理する幹線道路として以下の4路線を位置付け、整備を推進します。

- ・(都)健康の森線
- ・(都)山ノ手線
- ・(都)豆搗川線
- ・(都)緒川旭線

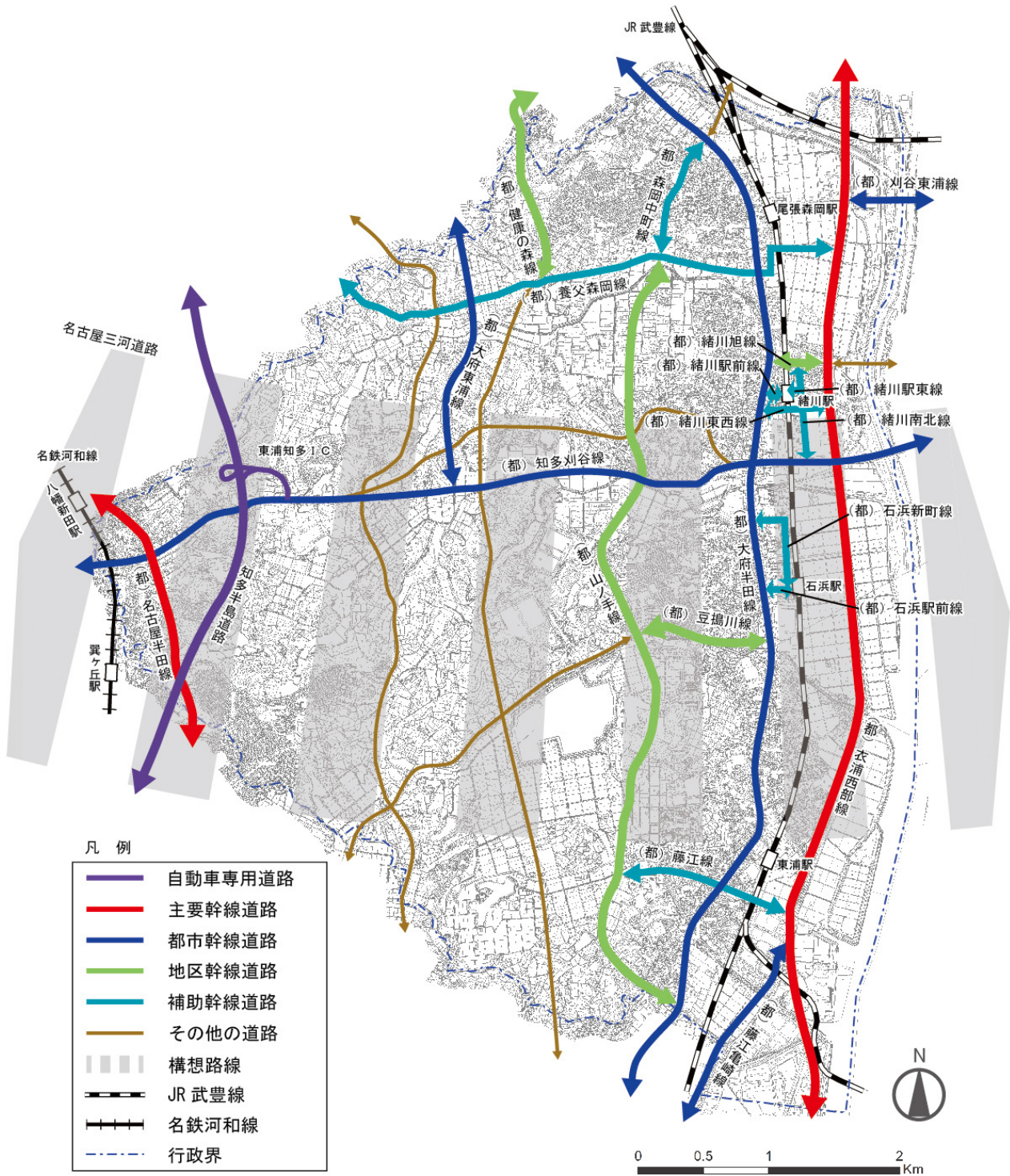
⑤ 補助幹線道路

主に地域内の交通を処理し、円滑かつ安全な道路環境を形成するため、以下の路線などを補助幹線道路として位置付け、整備を推進するとともに整備後の適切な維持管理に努めます。整備にあたっては、歩行者・自転車の安全確保に努めるとともに、バリアフリー化など、誰もが安全・快適に移動できる歩行環境の整備に努めます。

- ・(都)緒川駅前線
- ・(都)緒川駅東線
- ・(都)石浜駅前線
- ・(都)緒川東西線
- ・(都)緒川南北線
- ・(都)養父森岡線
- ・(都)石浜新町線
- ・(都)藤江線
- ・(都)森岡中町線

※(都)：都市計画道路の略。

幹線道路ネットワーク図

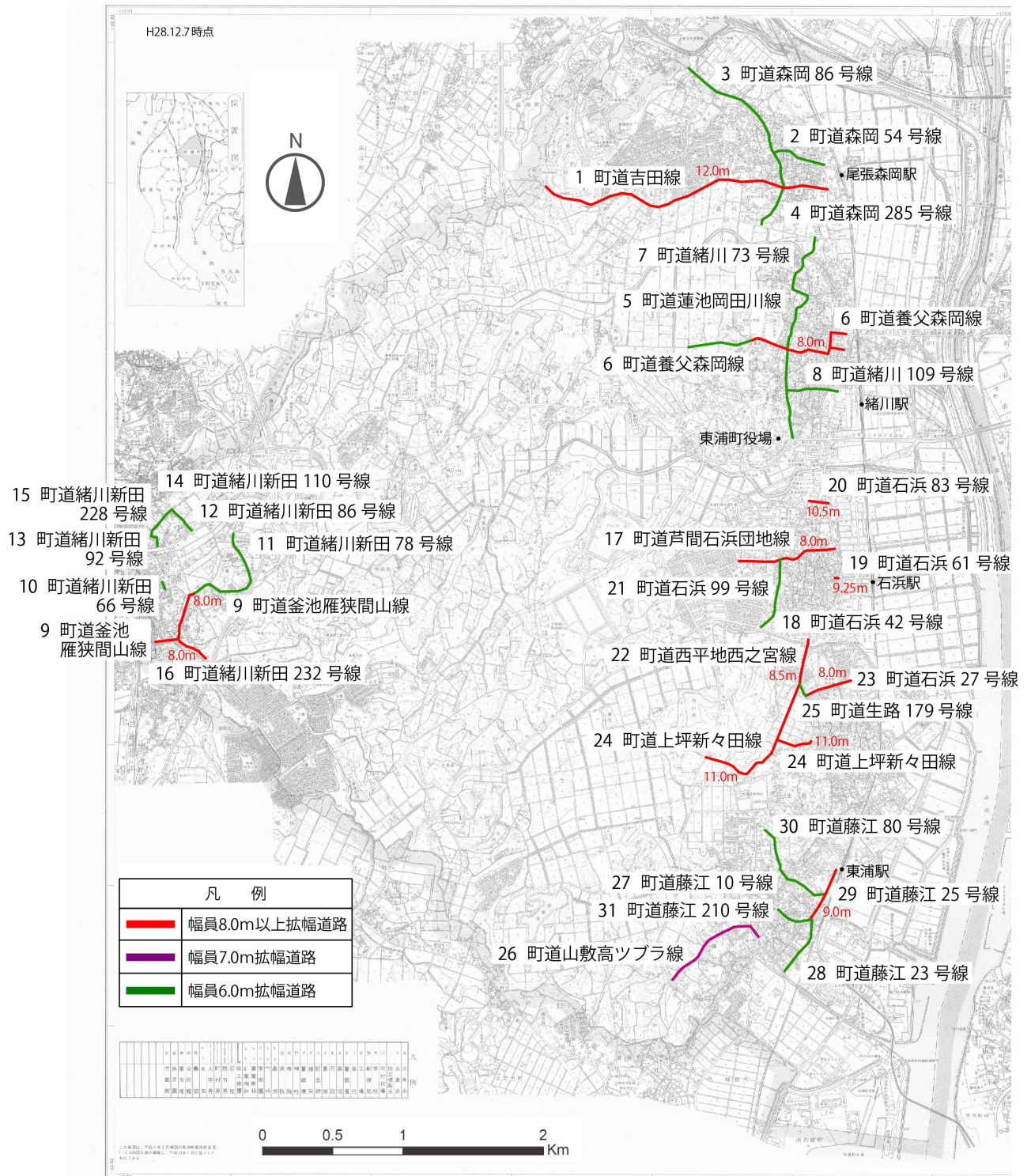


(4) 安全で快適な道づくり

① 道路拡幅計画

国道・県道などの幹線道路に連絡する生活道路について、道路幅員 6 メートル以上を確保する拡幅計画を 2003 年に策定しました。建物の建替え等を行う際に用地の買取りを行い、生活道路の拡幅を図ります。

道路拡幅計画図

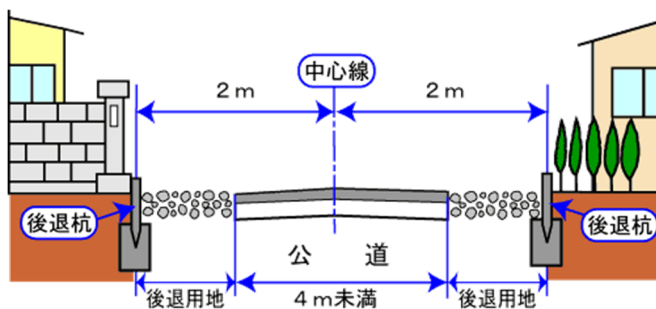
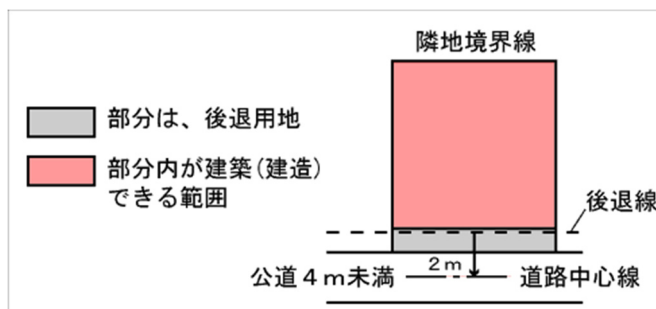


② 最低限の道路幅員の確保

道路幅員4メートル未満の狭い道路が複雑に配置された既成市街地では、建物の建替え等を行う際に道路幅員4メートルまでの後退用地の確保を支援する「道路後退用地制度」を活用して、生活道路の拡幅を図ります。

また、幹線道路の渋滞による生活道路への通過交通の流入を抑制するため、骨格となる幹線道路の整備を進めます。その整備に際して、必要に応じて、歩道の整備や歩行環境の改善（バリアフリー化やカラー舗装、生活道路における自動車の速度を下げさせる取り組み等）を推進します。

道路後退用地制度



町は、この後退した土地の買収をしています。

③ 道路等の維持管理

道路施設の老朽化への対応としては、計画的な舗装修繕や橋梁の長寿命化を図るとともに、インターネットを活用して道路や水路の損傷などの早期発見、早期解決を図るフィックスマイストリートの取り組みや、住民と協力して道路の清掃、草刈りなどを行うアダプトプログラムを推進します。

(5) 公共交通の利便性の向上

自家用車に依存した生活からの転換を図るため、広報等の PR 活動や公共交通検索サービス、バスロケーションシステムの導入など、公共交通が利用しやすい環境を維持・向上することで、公共交通の利用促進を図ります。

住民にとって身近な公共交通である町運行バス「う・ら・ら」は、新規路線や乗継に便利なダイヤの検討及びコンパクトなまちの各拠点を結ぶネットワーク機能を充実させ、さらなる利便性の向上を推進します。

鉄道は、鉄道事業者との調整を行いながら便数の増加や施設のバリアフリー化により利用者の利便性の向上を目指します。

また、交通混雑の解消のため、自動車を駅前の駐車場に停めて、鉄道を乗り継いで移動するパーク&ライドを推進します。各駅周辺における民間駐車場や大規模店舗等の駐車場の活用、JR 東浦駅周辺においては駅前広場等の整備に併せ、パーク&ライド用の駐車場の確保を検討します。

鉄道やバス以外の公共交通としては、利用者の予約に応じて運行する、バスとタクシーの中間的な機能を持つ乗合交通（デマンド交通）の可能性やカーシェアやレンタサイクル等のシェアリングビジネスの成長、自動運転による新たな公共交通への革新など、時代の潮流の変化に合わせて、公共交通の在り方についても検討します。

2. 公園・緑地の方針

(1) 拠点となる公園の維持・充実

拠点となる公園は、北部に立地する広域公園のあいち健康の森公園、中部に立地する総合公園の於大公園とします。あいち健康の森公園と於大公園は、レクリエーション機能を有しつつ、災害発生時の避難・復旧活動の拠点としての機能も担っていくものとします。

開園から 30 年を迎えた於大公園では、施設の老朽化が進み、一部施設においては大規模修繕や更新といった再整備が必要な状況となっており、より魅力的なにぎわいのある公園を目指し、再整備事業を推進します。再整備にあたっては、民間活力導入を検討します。

(2) 防災機能を有する公園の整備

南部で整備中の三丁公園については、地域住民の憩いや集いの場の機能を有しつつ、南部地域における災害発生時の避難・復旧活動の拠点としての機能も担っていくものとして、整備を推進します。

(3) 身近に感じる公園・緑地などの整備・管理

既成市街地の生活環境の改善を図るための市街地整備の際に、空き家や空き地等を活用した身近な公園・緑地、ポケットパーク等の整備を検討します。また、新たな住宅地の開発においては、身近な公園・緑地を併せて整備します。

また、公園施設の管理運営については、行政と住民の役割分担を共有しつつ、アダプトプログラムを活用した公園の美化を推進します。

(4) 貴重な緑地等の保全

町内には、東浦自然環境学習の森や高根の森・飛山池・申ヶ池をはじめとして、貴重な緑やため池が存在しています。これらの緑やため池は、住民の自然とのふれあいや自然環境の面からも重要性が高いため、積極的な保全を図ります。

(5) 緑を感じて歩く道の整備

明徳寺川の於大のみちは、春には八重桜、秋には彼岸花が咲き誇り、四季を感じて歩くことができる代表的な散策路です。こうした散策路に加え、道路に設置された街路樹や植栽など、住民と協力しながら適切な管理を行い保全します。また、民間の建物や敷地についても、緑化や生垣の設置に対して支援を行い、日常から緑を感じて歩けるような環境を整備することで、住民の健康づくりにも役立てます。

3. 下水道・河川・ため池の方針

(1) 下水道の整備

下水道は、衛生的で快適な都市環境の創出、河川の水質保全などによる魅力あるまちづくりを目標として、効率的な整備を推進します。

污水整備にあたっては、人口減少、厳しい財政状況等による污水处理施設の整備を取り巻く社会情勢の変化に伴って改定した、東浦町污水適正処理構想及び全体計画に基づいて行います。

雨水整備については、「雨水管理総合計画」（2020年2月策定）に基づき、特に浸水被害のあった緊急度の高い地域から優先的に整備を推進します。

また、近年では予測が困難な突発的、局地的な豪雨が多発しているため、雨水貯留浸透を推進し、流出抑制を図ります。

(2) 河川・ため池の整備

① 防災性の向上

町内を流下する二級河川の未改修区間については、今後とも河川改修の計画に基づき整備を推進します。また、これらの支流となる準用河川・普通河川については、長寿命化に向けた検討を行います。整備にあたっては、コンクリート護岸による防災性のみを重視した工法だけではなく、自然環境や、そこに生きる生態系へ配慮した工法を用いることも視野に入れて検討します。

境川流域（二級河川境川・五ヶ村川・石ヶ瀬川・岡田川・明徳寺川の流域）については、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「特定都市河川流域」を指定し、雨水の流出を増加させる開発行為などに対し、雨水貯留浸透施設等の設置を義務づけ、流出抑制を図ります。

また、海岸については、南海トラフ地震による津波の発生に備えて、防災減災対策を図ります。

ため池については、降雨時における洪水調整機能を有する防災上、重要な施設となっていますが、老朽化の著しいものも多いため、改修を進めながら保全することを基本方針として策定した「東浦町ため池保全計画」に沿って整備改修を図ります。

② 親水機能の創出

ため池や河川などは、本町の大切な自然環境として親水機能を付加した整備を行うことにより、自然と人の接点を増やし、環境学習の場とします。また、海岸線については、東浦みどり浜緑地のレクリエーション機能の強化を検討します。

4. その他施設の方針

その他の公共施設等については、現状及び将来の見通しを踏まえ、「東浦町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の総合的かつ計画的な管理を行います。

3-4 自然環境・景観の方針

1. 自然環境の保全・活用

(1) 自然との共生

樹林地や動植物の生息地であるため池などの貴重な自然については、積極的に保全します。また、人が自然とふれあい、自然を学ぶことができる空間を整備します。

(2) 豊かな緑の保全・活用

郷土の歴史が育んできた社寺・史跡などの社寺林・樹林地などの緑については、保全し、後世に伝え残します。

農地の緑については、健全な姿で保全するため、優良農地の保全を推進します。また、町の特産品にはブドウや洋ランなどがあり、施設園芸の促進、高収益化及び6次産業化に努めるとともに新たな作物の導入など、農業による観光振興に活用します。

(3) 緑を守り育てる活動の普及

緑を守り育てる活動の普及として、緑のまちづくりにむけた意識啓発を進め、住民が主体となって取り組む緑のまちづくりを活発化させます。また、住民の主体的な取り組みを支援する制度の活用と推進により、緑のまちづくりに取り組むグループを育て、活動を支援します。

(4) 自然エネルギーの活用

地球温暖化の防止を図るためには、エネルギー消費量の削減と併せて、石油等の化石燃料に代わる新たな自然エネルギーの導入を検討する必要があります。

そのため、本町では太陽光・太陽熱エネルギーの活用を促進します。また、風力、小水力、バイオマス等の新たな自然エネルギーの利用も検討します。

ただし、太陽光発電設備には、反射光による眩しさや景観への影響など、周辺環境への配慮が必要となります。その設置にあたっては「東浦町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」に基づき、災害防止とともに、良好な自然環境及び生活環境の保全に努めます。

2. 景観形成

(1) 「屋敷」と「郷中」の景観

「屋敷」と「郷中」の景観は、歴史的な施設やまち並み等の現に良好な景観が形成されている環境に近接するため、良好な景観の保全及び形成に配慮します。

神社・仏閣、それらと一体となった社寺林などとの調和に配慮し、これらを損なわないよう努めます。また、坂道・路地などに残る風情にも配慮し、これらを損なわないよう努めます。

(2) 新しいまち並みの景観

幹線道路沿道や駅周辺地区においては、大規模施設による周辺景観への影響を考慮し、節度と品位を保ちながら、活気や個性ある地域の「顔・玄関口」づくりに努めます。

住宅地においては、節度と品位を保ちながら、やすらぎや潤い、魅力のある暮らしの景観形成に努めます。

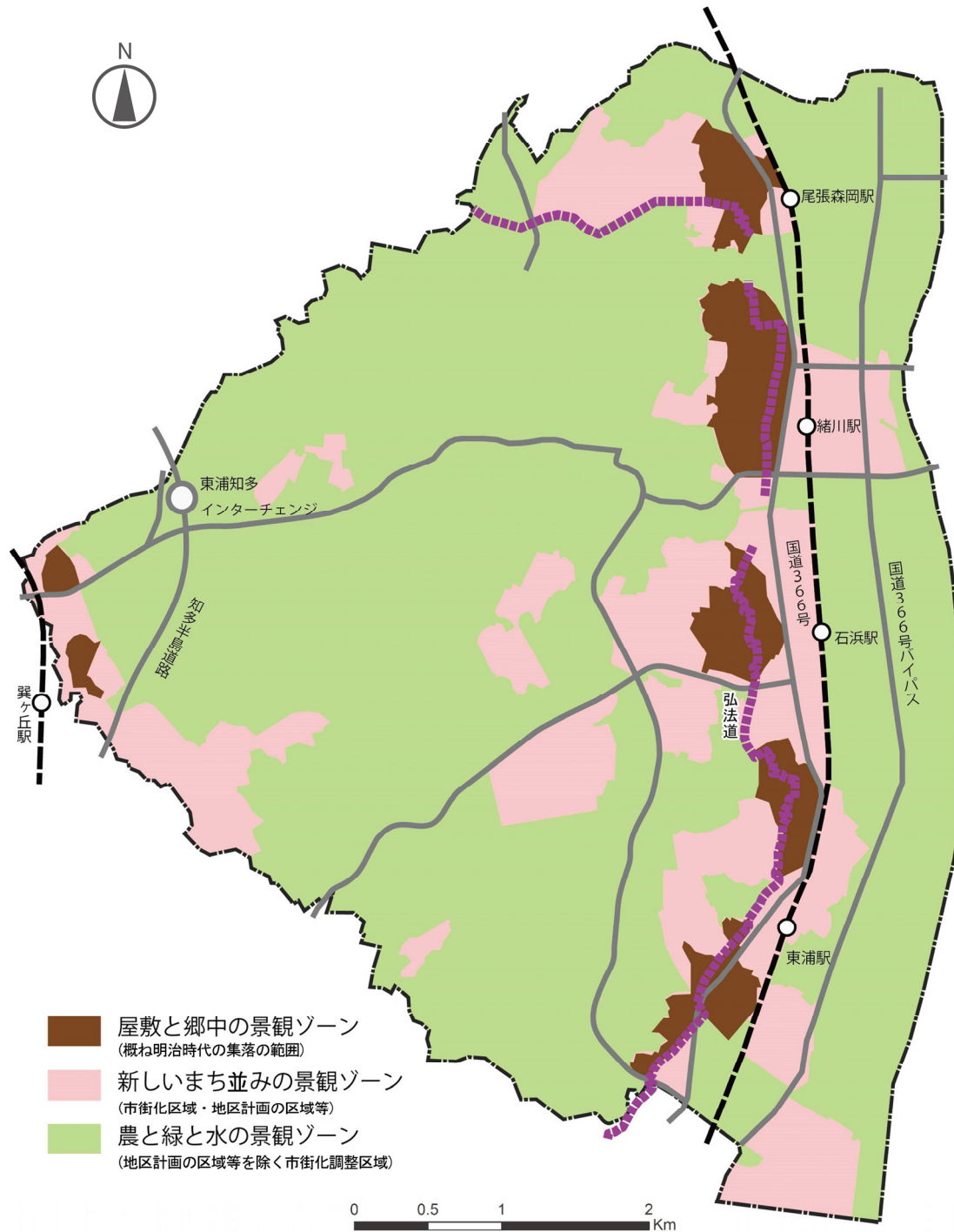
工業地においては、周辺環境への影響に配慮します。

(3) 農と緑と水の景観

農と緑と水の景観は、農地、里山、河川、衣浦湾などで構成される風景との調和に配慮し、これらを損なわないよう努めます。

衣浦湾の岸辺においては、台地や対岸等、遠景の視対象になる場合に、岸辺の風景との調和に配慮し、これを損なわないよう努めます。

景観形成のゾーン区分図（東浦町景観形成ガイドブックより）



3-5 安全・安心に関する方針

1. 危険を未然に防ぐまちづくり

町内には、傾斜地の崩壊に対する危険地区、浸水危険箇所など、自然災害に対して危険な箇所が存在しています。こうした危険な箇所については、今後の防災対策を検討するとともに、市街化が進行しないよう土地利用の規制誘導を図ります。

2. 安全な歩行空間の創出

快適な生活環境を構築するため、歩いて暮らせる生活を重視し、主要な道路の整備に際しては安全な歩行空間の確保を行います。また、将来を担う大切な子ども達を守るため、通学路の安全な歩行空間の確保を最優先として整備にあたります。

3. 指定緊急避難場所・避難路の適切な配置

災害発生時に、住民が安全に避難できるよう、指定緊急避難場所は居住している人口や圏域、地形条件などから適切に配置します。また、指定緊急避難場所は避難地につながる基幹となる道路と、それにつながる生活道路の適切な配置を行います。

4. 公共施設等の安全確保

公共施設等は、点検・診断などを一定の頻度で実施することにより不具合を早期に見つけて補修等で対処するとともに、利用者の安全確保を第一に、必要があれば利用停止などの判断を行います。また、総合的判断により、修繕・更新ではなく、施設の廃止も検討します。

地震時の避難所となっている建物は、非構造部の耐震化を実施します。また、住民の生活に直結する上水道施設の耐震化は優先的に実施します。

5. 地域と連携した防災意識の高い地域づくり

防災講座の開催や広報誌やホームページを活用した防災に関する情報発信、自主防災組織の体制強化に取り組むとともに、自助・共助を中心とした住民の防災意識の向上を図ります。

また、災害時における情報伝達システムの再構築や避難所などの防災設備の強化、備蓄品の確保等により、地域への防災活動を支援します。

震災発生後において、地域との円滑な合意形成、迅速な都市復興を図るため、防災課題の改善について地域住民と協働で検討を進める「事前復興都市計画」の取り組みを推進します。

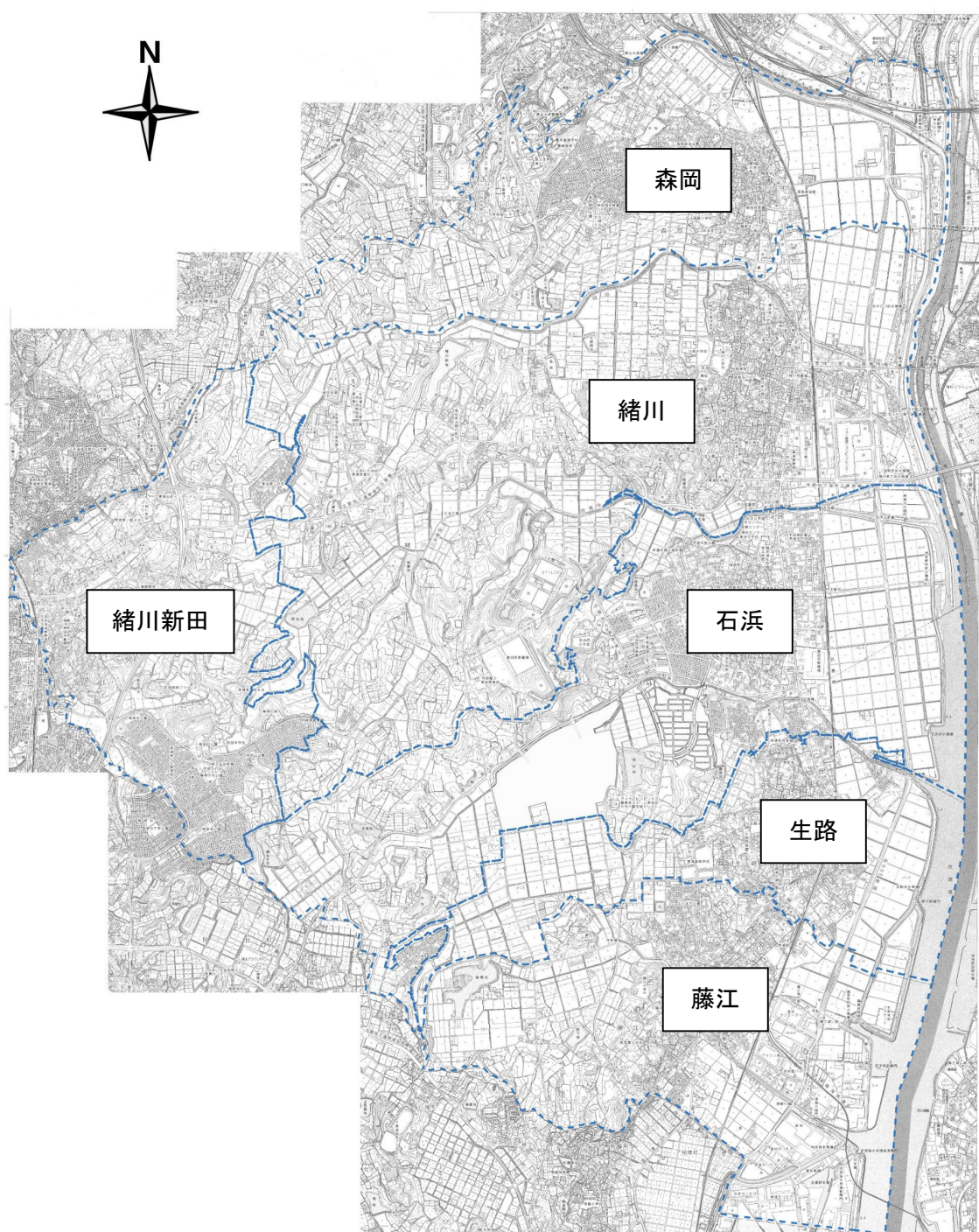
第4章 地域別構想

4-1 地域別構想の考え方

地域区分としては、下図に記した6地域とします。

地域別構想の本編では、地域の特性を現況のデータや地域別説明会から把握した上で、各地域の課題を設定し、まちづくりの目標を作成しています。

地域区分図



4-2 地域別構想（森岡地域）

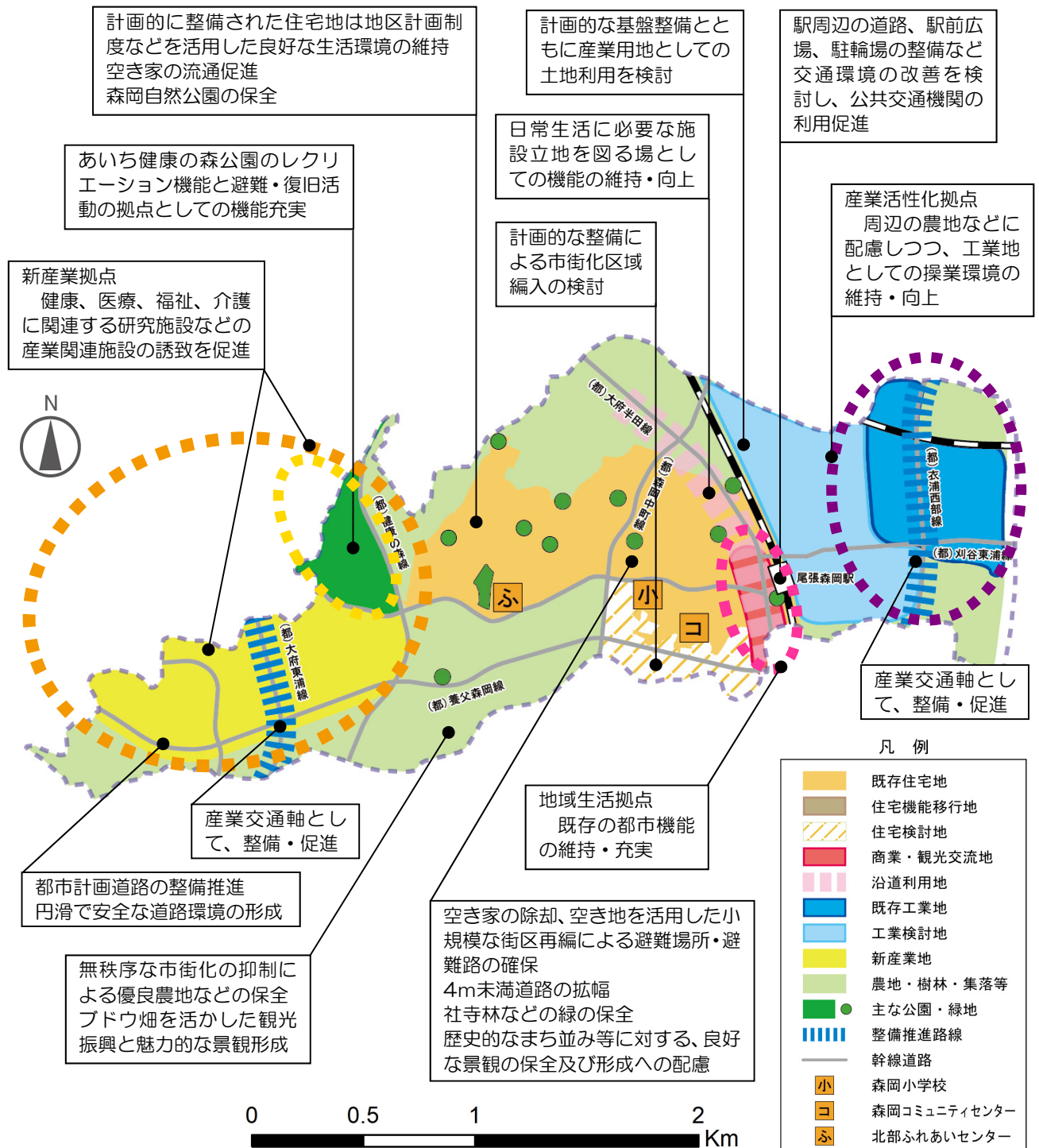
地域のまちづくりの目標

新産業拠点や産業活性化拠点を活用したまちづくり

地域商業拠点（JR 尾張森岡駅）を中心とした快適で利便性の高いまちづくり

市街地と緑との共存による良好なまちづくり

森岡地域 まちづくり方針図



4-3 地域別構想（緒川地域）

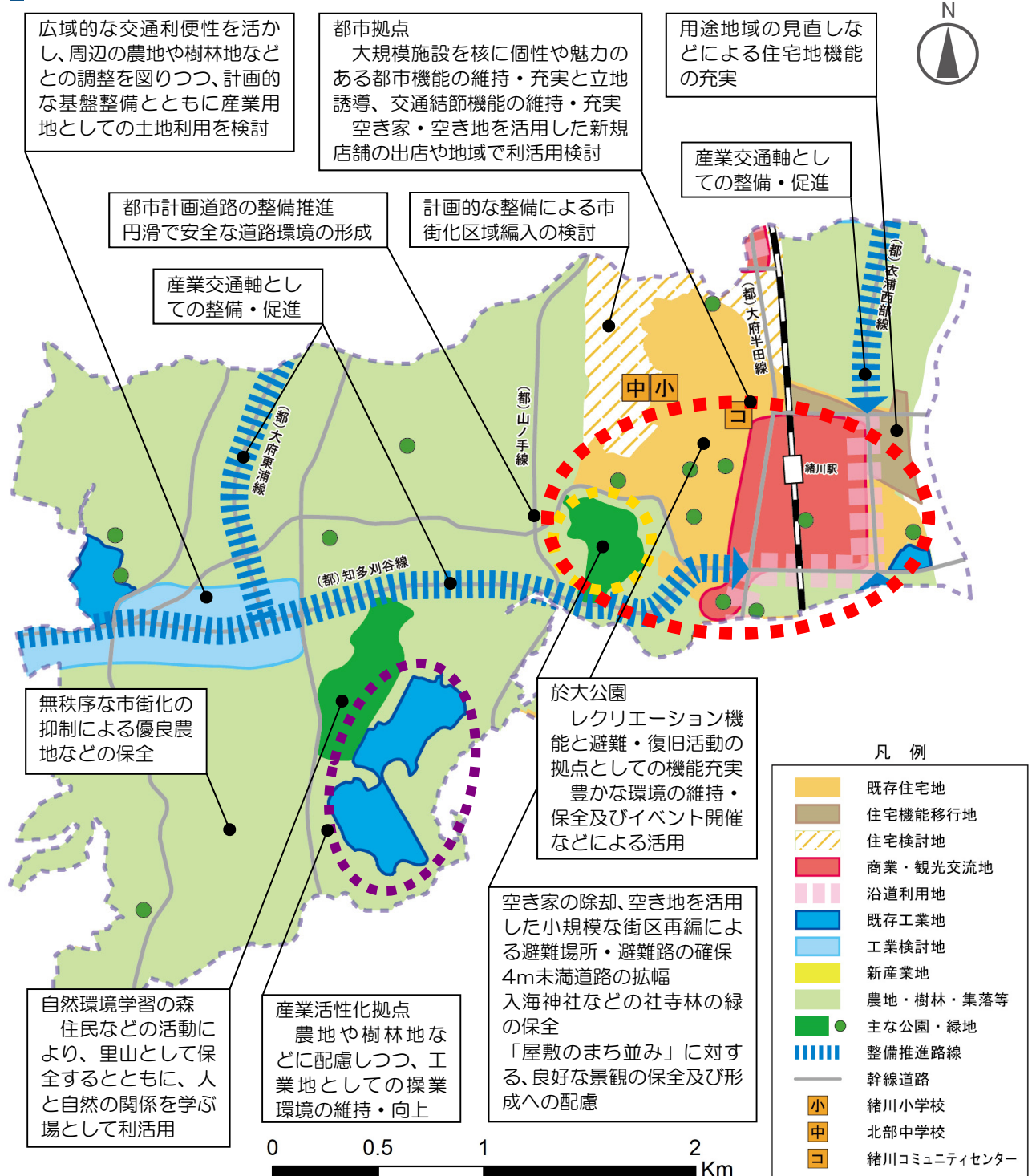
地域のまちづくりの目標

都市拠点(JR 緒川駅)を中心とした快適で利便性の高いまちづくり

産業活性化拠点を活用したまちづくり

多様な都市的機能(住・公共・商業)と緑との共存による良好なまちづくり

緒川地域 まちづくり方針図



4-4 地域別構想（緒川新田地域）

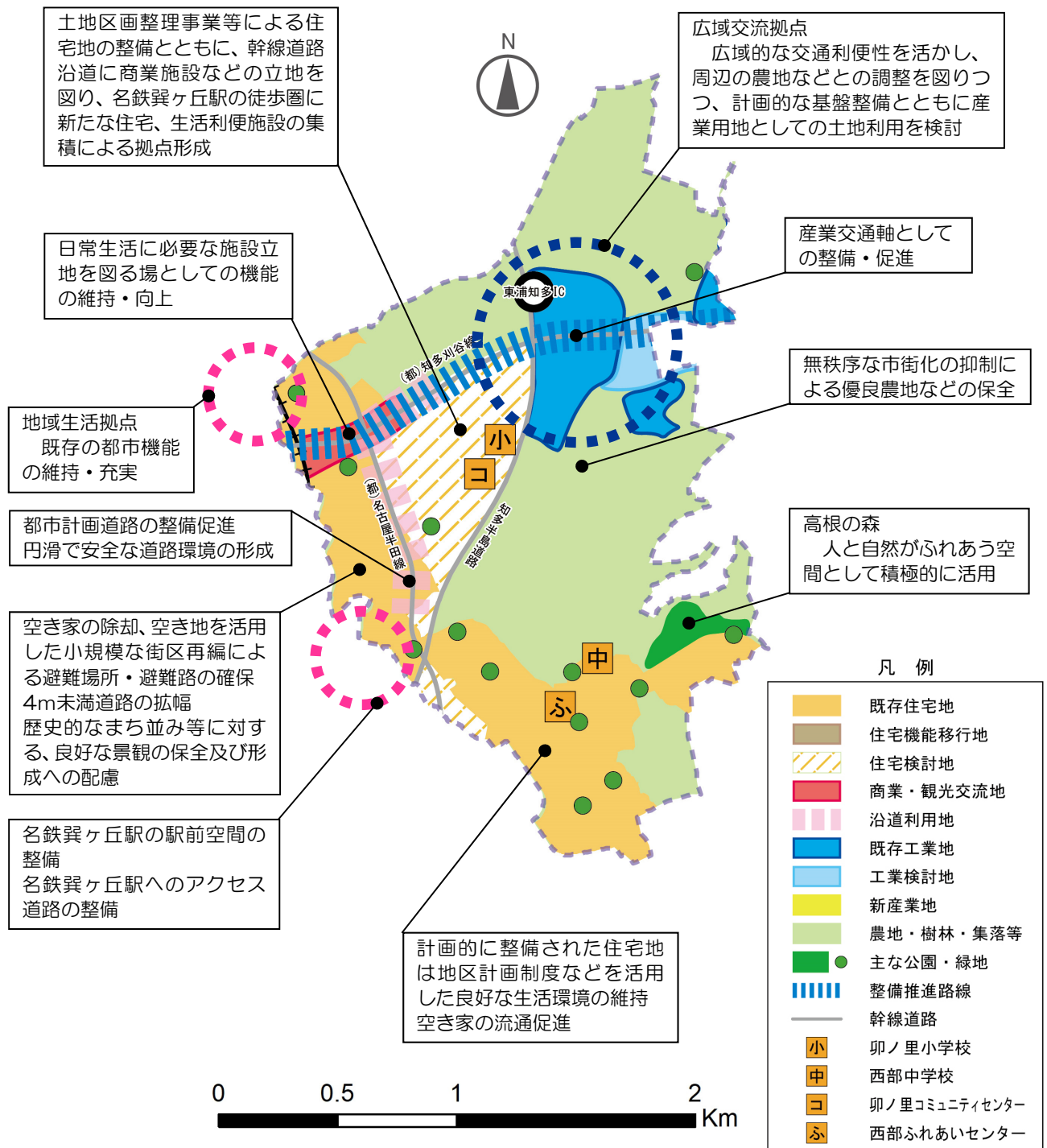
地域のまちづくりの目標

広域的な交通網を活かした人が行き交うまちづくり

広域的な自動車交通機能や公共交通機能による利便性の高いまちづくり

市街地と緑との共存による良好なまちづくり

緒川新田地域 まちづくり方針図



4-5 地域別構想（石浜地域）

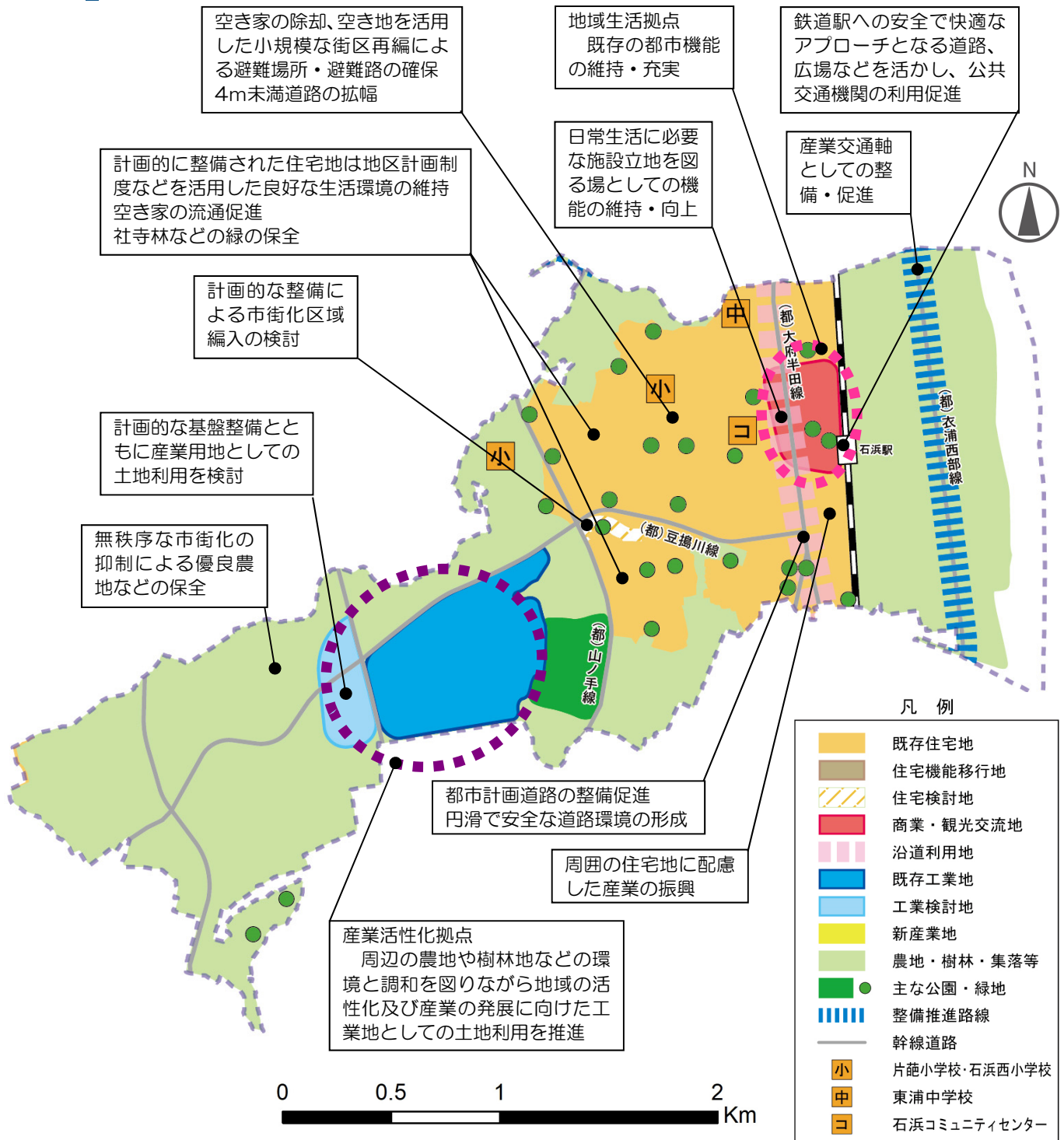
地域のまちづくりの目標

安全安心な生活環境の整備によるまちづくり

産業活性化拠点を活用したまちづくり

市街地と緑との共存による良好なまちづくり

石浜地域 まちづくり方針図



4-6 地域別構想（生路地域）

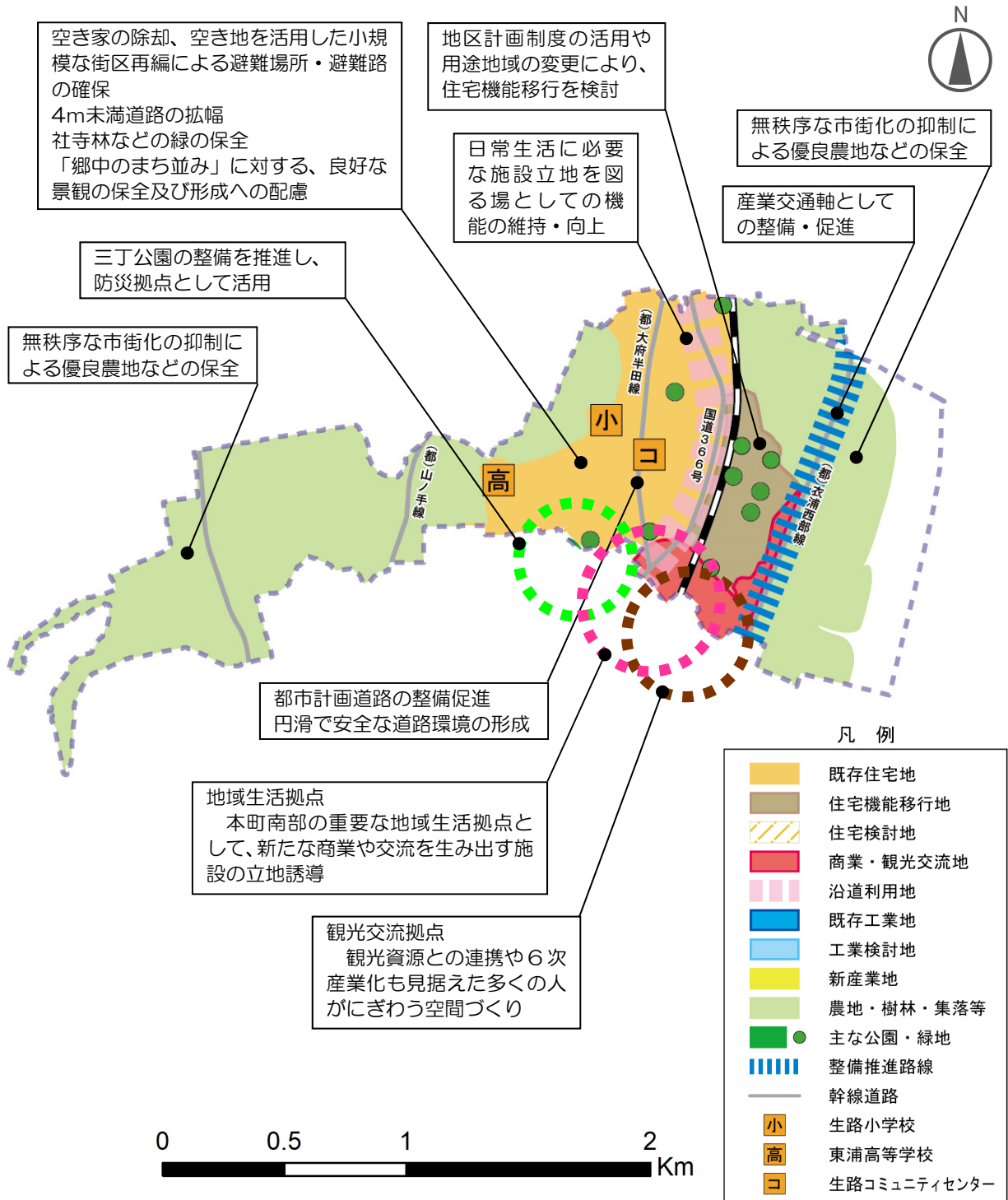
地域のまちづくりの目標

隣接地域の機能を活かし、快適で利便性の高いまちづくり

安全安心な生活環境の整備によるまちづくり

市街地と緑との共存による良好なまちづくり

生路地域 まちづくり方針図



4-7 地域別構想（藤江地域）

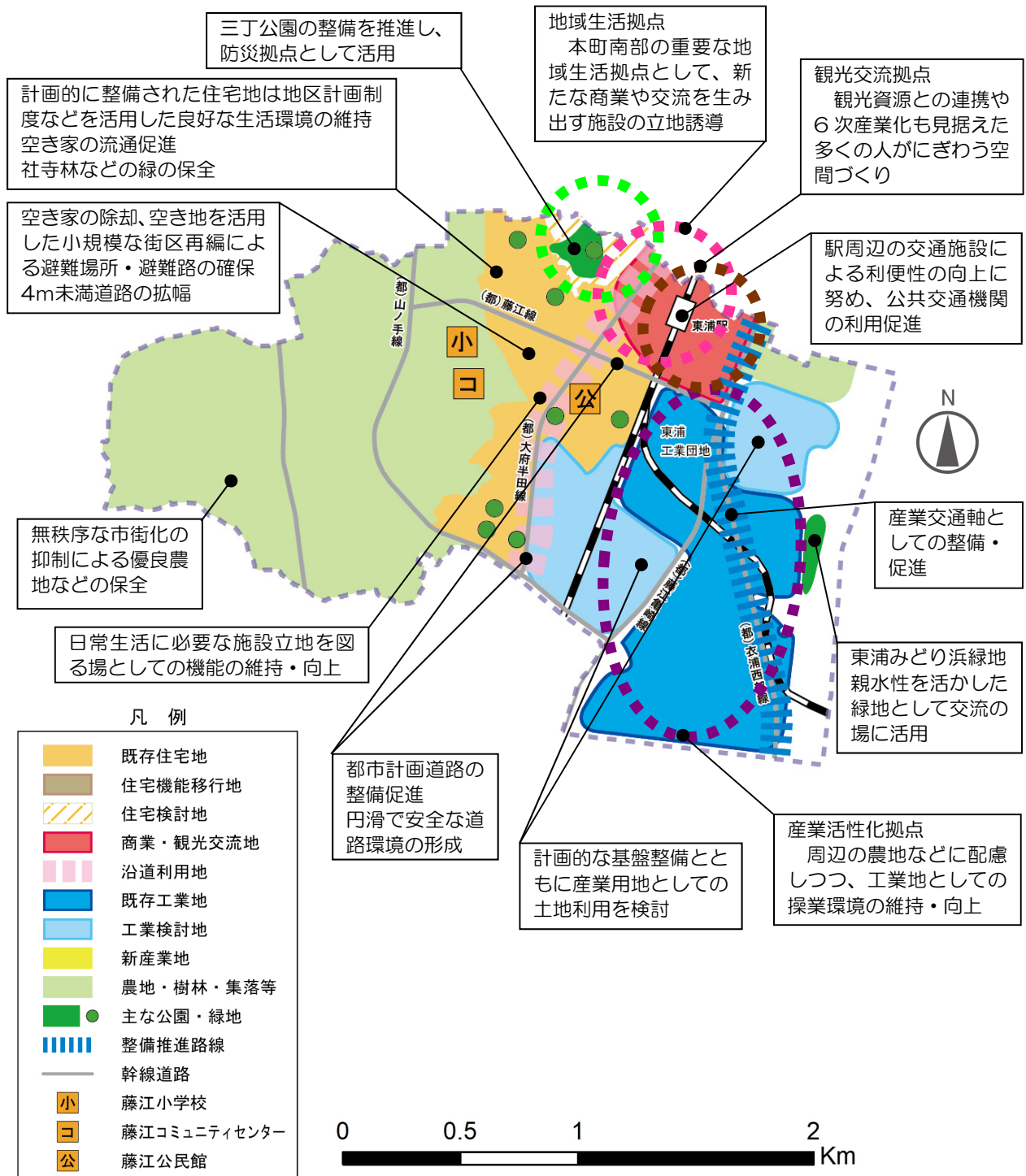
地域のまちづくりの目標

地域生活拠点(JR 東浦駅)を中心とした安全で快適、そして利便性の高いまちづくり

産業活性化拠点と地域生活拠点の活用による活力のあるまちづくり

市街地と緑との共存による良好なまちづくり

藤江地域 まちづくり方針図



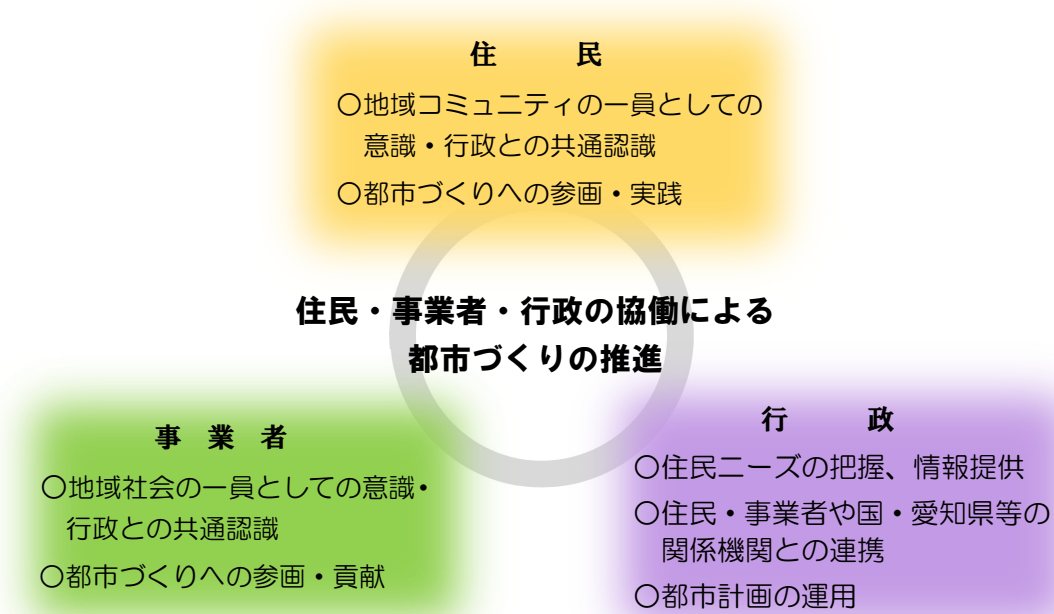
第5章 実現化方策

5-1 住民・事業者との協働

今日、都市づくりに関する価値観やニーズがますます多様化するなか、より良い都市を実現するためには、多くの意見を集約・調整し、合意形成を図りながら施策・事業を推進していくことが求められています。

そのため、住民・事業者・行政はそれぞれの役割の下で、これまで以上に相互の連携を強化し、都市の将来像を実現するための協働と官民連携の取り組みを推進します。

協働による都市づくりの役割分担



5-2 計画の進捗管理・見直し

社会情勢への変化や、新たな都市づくりの課題や多様な住民ニーズに対応するためには、事業を精査・検証し、より効果的な手法を採択して実行するといったPDCAサイクルによるマネジメントが必要です。

そのため、町組織関係部局の連携を図りつつ、各種事業の進捗状況を把握・管理するとともに、事業を評価・検証しながら、必要に応じて本計画を見直します。

5-3 重点的プロジェクトの整理

都市づくりとして重点的に進めていくプロジェクトを以下に示します。

(1) 町全体に関わるプロジェクト

① 都市計画道路の整備

内 容	産業交通軸である(都)知多刈谷線、(都)衣浦西部線（国道 366 号バイパス）(都)大府東浦線をはじめ、未整備区間、暫定供用区間・未供用区間のある都市計画道路は整備を促進します。
-----	---

② 既成市街地の整備・改善（狭あい道路対策、空き家・空き地対策）

内 容	地域住民と協力しながら、車がすれ違えない狭あい道路の解消や、管理されていない空き家・空き地への対応など、住民の交通安全性や防災性の向上に向けた既成市街地の整備・改善に取り組みます。
-----	--

③ 公共交通の充実

内 容	「公共交通」を地域社会全体の価値向上のための一つの手段として捉え、地域の特性や生活環境の変化を踏まえ、利用者のニーズに即した持続可能な公共交通網を構築し、まちづくり施策と連携しながらその実現を図ります。
-----	---

④ 産業振興のための土地利用

内 容	既存の工業地では、これまでに本町の産業を支えてきた企業ニーズに適切に対応し、流出防止を図ります。また、土地利用構想図に位置付けた新産業地や工業検討地では、都市基盤の整備とともに、本町の新たな発展に寄与する企業の誘致に取り組むことで産業集積を図ります。 一方で、これ以外の市街化調整区域においては、基本的に農地・樹林等の自然環境を保全します。
-----	--

⑤ 公共施設等の総合管理

内 容	老朽化が進む庁舎、小中学校、保育所等の施設は、基本的に定期的な点検を基に、修繕・更新を行うことで長寿命化を図ります。一部については、提供しているサービスの必要性や代替性、施設の機能、利用実態などから、統合・廃止などを検討します。 道路、河川、上下水道等のインフラは、大規模な修繕によるコスト増をなるべく防ぐため、定期的な点検を基に、計画的な修繕・更新を行うことで長寿命化を図ります。
-----	---

(2) 地域に限定したプロジェクト

① JR 東浦駅周辺への機能導入

内 容	地域生活拠点として、高齢化が進む既成市街地に近い場所で商業、医療・福祉関係の都市機能を集積・充実させることで、居住環境の向上を図ります。併せて、子育て世帯にも配慮した機能導入により、子どもからお年寄りまでが住みやすい環境を確保します。 また、JR 東浦駅東側では、防災安全性を確保しつつも、本町の特産品やイチゴなどを活用し、生産・加工・販売を一体的に行う 6 次産業化のための拠点形成や、歴史や郷土を感じられる観光資源との連携を図り、多くの人々がにぎわい、歩いて楽しめる空間づくりに努めます。
-----	--

② 緒川新田地域での面的な整備の推進

内 容	(都) 名古屋半田線の整備の促進と面整備を推進します。 駅からの徒歩圏内として利便性の高い地域であり、新たな住宅地として整備することで、市街地の無秩序な拡大を抑制します。さらに周辺の生活圏に不足する商業等の生活利便施設の誘導を図ることで、集約型都市構造の維持・向上を図ります。併せて子育て世帯にも配慮した機能導入により、既成市街地に対しても、居住環境の向上を図ります。
-----	--

③ 森岡南部及び緒川北部での面的な整備の推進

内 容	(都) 森岡中町線・(都) 養父森岡線の整備にあわせた面整備を推進します。 駅からの徒歩圏内として利便性の高い地域であり、新たな住宅地を整備することで、市街地の無秩序な拡大を抑制し、集約型都市構造の維持・向上を図ります。また、森岡地域の市街地と緒川地域の市街地の連続性を確保することで、効率的な都市基盤の維持・形成を図ります。
-----	---